



議案第六十二号

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「本条」を「この条」に改め、「（これらのものに対する通行税を含む。

）」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号又は第二号に規定する運賃、

第三号に規定する急行料金及び第四号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

第十四条第二項第一号中「三百キロメートル」を「百キロメートル」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項第六号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

第十五条第一項中「本条」を「この条」に改め、「（これらのものに対する通行税を含む。

）」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

第十七条第一項中「十五円」を「二十三円」に改める。

附則第二項の次に次の二項を加える。

3 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、各任命権者が町長に協議して定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る（次項において「特別の事情等の内国旅行」という。））のため支給するものを除き、当分の間、第十四条第一項第一号中「一等の運賃」とあるのは「二等の運賃」と、第十五条第一項第二号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用する。

4 前項に規定するもののほか、内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、特別の事情等の内国旅行の場合を除き、当分の間、第十四条第一項第四号及び第十五条第一項第五号の規定は適用しない。

別表第一の一を次のように改める。

一 日当、宿泊料及び食卓料

日 当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 △夜につき)
	県 外	
	県 内	
	一六〇〇円	一六〇〇円
一六〇〇円	八二〇〇円	七四〇〇円

別表第一の二中表の部分の部分を次のように改める。

六九〇〇円	鉄道五十キロ メートル未満	鉄道五十キロ メートル以上 百キロメー トル未満	鉄道百キロメ ートル以上 三百キロメ ートル未満	鉄道三百キ ロメートル 以上五百キ ロメートル 未満	鉄道五百キ ロメートル 以上千キロ メートル未 満	鉄道千キロ メートル以 上千五百キ ロメートル 未満	鉄道千五百 キロメー トル以上 二千キ ロメートル 未満	鉄道二千キ ロメートル 以上
-------	------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------------	---------------------------------------------	----------------------

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項及び第四項に定めるものを除き、昭和五十四年七月一日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第十四条第一項第六号、第二項第一号及び第三項の規定、第十五条第一項第六号の規定、第十七条第一項の規定並びに別表第一の一の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第三項及び第四項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。